



国 監 告 第 2 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月2日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

随時監査結果報告書

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成30年4月2日(金)から平成30年4月11日(水)まで

イ. 実施

平成30年4月23日(月)

対象部局

都市整備部南部地域まちづくり課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成29年度国立市一般会計(歳出)

平成29年度国立市南部地域狭あい道路調査業務委託

予算科目 08.02.03.13(19)

支出額 2,000,000円(6月20日支払分 前払金)

4,933,600円(3月19日支払分 残金)

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成30年4月2日(月)

資料提出期限 平成30年4月10日(火)

事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

実施 監査委員による監査(前記のとおり)

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア．委託の相手方及び選定方法は適切か。

イ．委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。

ウ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

エ．委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(6) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以 上